

一般社団法人日本ロボット学会 代議員立候補規程

2011年11月15日理事会制定
2018年11月15日理事会改定

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人日本ロボット学会代議員選挙規程第5条の実施に必要な細目を定めるものである。

(立候補者の募集)

第2条 選挙管理委員長は、正会員に対して会誌・会報などの文書を通じて代議員選挙への立候補者を募集するものとする。ただし、立候補者が定数に達しない場合は、選挙管理委員会が正会員の中から定数以上になるように選出し、推薦する。

(立候補資格)

第3条 全ての正会員は、代議員選挙へ立候補する資格を有する。但し、下記の場合はその限りではない。

(1) 会費未納入者

(立候補者の決定)

第4条 選挙管理委員会は、前2条で募集および推薦した立候補者が、前3条で定めている条件を満たしていることを確認し、立候補者を決定する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

付則

この規程は2011年11月15日より実施する。

この規程は2018年11月15日より改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会代議員立候補規程」の正文であることを確認する。

2018年11月15日

署名

印